

報告第19号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年7月29日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 14 日

一関市長 佐藤 善 仁

1 損害賠償の額 160,226円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償として160,226円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市千厩町
個人

4 事故の概要

令和 4 年 6 月 11 日 午前 11 時 10 分頃、一関西消防署の敷地内において、一関西消防署の職員が駐車中の救急自動車を車庫に移動するため、右に曲がりながら車両を前進させた際、運転席側に駐車していた相手方車両のフロント左側部分に接触し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント

報告第20号

物損事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年7月29日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 8 日

一関市長 佐藤 善 仁

- 1 損害賠償の額 121,000 円
- 2 和解の内容
 - (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として 121,000 円を支払う。
 - (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
 - (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。
- 3 相手方
- 4 事故の概要
令和 4 年 6 月 7 日午前 10 時 30 分頃、
において、総務部税務課の職員が家屋の实地調査中、二階から足を踏み外して階段を滑り落ちたため、階段の壁面に膝を打ち当て、壁面を損傷させる損害を与えた。
- 5 市の過失割合 100 パーセント